



島根県報

平成19年10月19日(金)
号外第119号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(総務課)	2
島根県職員委員会規則の一部を改正する規則	(人事課)	3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(")	3

公企規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程		3
------------------------	--	---

病院局規程

島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程	(病院局)	4
------------------------	-------	---

人委規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		4
--------------------------	--	---

公布された条例等のあらまし

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第88号)

1 規則の概要

次に掲げる規則の引用する条項の整理

- (1) 島根県事務決裁規則
- (2) 看護学生修学資金貸与規則
- (3) 島根県立松江高等看護学院学則
- (4) 島根県立石見高等看護学院学則
- (5) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則
- (6) 製菓衛生師法施行細則
- (7) クリーニング業法施行細則
- (8) 職場適応訓練委託規則
- (9) 訓練手当支給規則
- (10) 高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則

2 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則(規則第89号)

1 規則の概要

地方自治法施行規程の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第90号)

1 規則の概要

島根県行政機関等設置条例の改正等に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第1条 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表総務課の項第1号知事決裁事項の欄の(2)中「第82条の11第1項及び第83条第2項」を「第133条第1項及び第134条第2項」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改め、同欄の(2)中「第82条の8」を「第130条」に改め、同欄の(3)中「第84条第2項」を「第136条第2項」に改める。

(看護学生修学資金貸与規則の一部改正)

第2条 看護学生修学資金貸与規則(昭和37年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第4条の表区分の欄第3号及び第14条第4号中「第62条」を「第97条」に改める。

(島根県立松江高等看護学院学則の一部改正)

第3条 島根県立松江高等看護学院学則(昭和49年島根県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第56条」を「第90条」に改める。

(島根県立石見高等看護学院学則の一部改正)

第4条 島根県立石見高等看護学院学則(昭和53年島根県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第56条」を「第90条」に改める。

(島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第5条 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成11年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表学校等の項公共的施設の欄中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第6条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年島根県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第47条」を「第57条」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第7条 クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「第47条」を「第57条」に改める。

(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第8条 職場適応訓練委託規則(昭和42年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

(訓練手当支給規則の一部改正)

第9条 訓練手当支給規則(昭和42年島根県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

(高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部改正)

第10条 高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則(昭和49年島根県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第45条第 3 項」を「第54条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第89号

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則

島根県職員委員会規則（昭和31年島根県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第25条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第90号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項中「法第155条及び地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第13条」を「島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第 1 号）第 2 条第 1 項」に改める。

第22条第 1 項中「（昭和52年島根県条例第 1 号）第 2 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第35条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第45条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第46条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第50条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第54条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第64条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第71条第 1 項の表法令によるものの部島根県職員委員会の項担任する事務の欄中「第25条第 2 項」を「（昭和22年政令第19号）第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第11号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 休息时间（第8条）」を「第5節 削除」に改める。

第2章中「第5節 休息时间」を「第5節 削除」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第26条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第26条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第14号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第36条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、平成19年10月19日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校の職員を除く。」の次に「第4条の2及び第6条を除き、以下同じ。」を加える。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（配偶者が当該子を養育する方法）

第4条の2 条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整日）

第6条 条例第6条の人事委員会で定める日は、1月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。